

日程第十六

議案第八十六号

昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算
(第三号)

日程第十七

議案第八十七号

昭和六十一年度福生市受託水道事業会計補正予算
(第二号)

日程第十八

陳情第六十一—十一号

福生市田園地区隣接河川敷に自然公園の建設に

日程第十九

陳情第六十一—十二号

町会会館の補助等に関する陳情書

日程第二十

陳情第六十一—十三号

首都圏中央連絡道路建設促進に関する陳情書

日程第二十一

陳情第六十一—十四号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書

日程第二十二

陳情第六十一—十五号

「非核・平和福生市宣言」制定に関する陳情書

午前十一時一分 開議

○議長(森田治男君)

ただいまから昭和六十一年第四回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長(森田治男君)

この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

(井上議会議務局長報告)

一、陳情書の受理について(別添参照)

○議長(森田治男君)

以上で報告は終わりました。

○議長(森田治男君)

本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 指田保雄君登壇)

○議会運営委員長(指田保雄君)

おはようございます。本日もよろしくお願いを申し上げます。

御指名をいただきましたので、昨日、本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに陳情書が二件提出されましたので、本日の日程の最後に追加して審議を願うこととし、それ以外は初日の日程の順序のとおりといたしました。

次に、追加した陳情書の取り扱いについてでございますが、お手元に御配付の付託表のとおり総務委員会に付託し、審査願うことといたしました。

以上でございますが、本日の会議が円滑に運営されますようお願いし、御報告といたします。

○議長(森田治男君) ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（森田治男君） これより日程に入ります。

日程第一、初日に引き続き一般質問を行います。まず、三番村野和一郎君。

（三番 村野和一郎君登壇）

○三番（村野和一郎君） おはようございます。大変貴重な時間を私の一般質問に当てていただきまして、まことにありがとうございます。さきに通告いたしました順序に従いまして質問をしてまいりたいと思います。

まず、第一点の多摩川河川敷についてでございます。我が福生市は、御承知のとおり東は横田基地に面積の三分の一をとられ、西は多摩川に阻まれた実質七平方キロの市としては大変狭い行政区域であります。しかも、その中に五万三千人の市民が生活している、これが我が福生市の現状でございます。

健康で明るい、豊かな生活を望む市民にとって、ただ一つ残された土地、手つかずの土地、それが多摩川河川敷であります。そこに何をつくり、何を残すか、それこそ我々がやがて来る二十一世紀に残す最大の贈り物であると考えます。

さて、そこで前々から懸案になっております秋川市との境界変更についてであります。

この問題は、住民の間からも昭和四十年代から五十年代にかけて陳情書が出され、そして昭和五十七年の十二月の議会において秋川市も福生市も採択をしております。しかしながら、長年にわたって野焼き問題が障害となり、進展が見られませんでした。その野焼き問題も昨年十二月には関係各位の御努力により円満解決を見ました。また、新堤防も去る三月には完成の運びとなり、いよいよ境界変更その他について本番の話し合いに入っているものと思われるのですが、現在までのような経過をたどっておりますか、まずはお尋ねいたします。

次に、河川敷をどうするか、どのように利用するか、将来計画についてであります。

現在、調査費六百四十万円をかけて調査している新堤防の外側の部分、すなわち野焼きをしておいた場所から五日

市線の鉄橋までの間、約九万平米の場所についてであります。これにつきましては秋川市も了解しておるとのことです。何となく自然をフルに生かした自然公園とか、あるいは自由広場とか、いろいろな案が考えられますが、この点どのような考えを持っているのか、市長にお尋ねいたします。

また、旧堤防と新堤防の間ですが、市有地だけでも旧と場跡地を含めますと九千九百平米もあります。このほか民有地も相当ございます。この民有地については地主さんに御協力を願って買収ということも考えられますが、この点いかがですか。そうすれば非常に広い面積になり、そうした広いスペースの中で緑を育て、自然を残し、だれでもいつでも何でも気楽にできる、いわゆるスポーツ広場のようなものが考えられます。いずれにいたしましても新堤防の外側も一帯と考え、総合的な判断の上に立ち、最初に申し上げましたように、福生でただ一つ残された最後の手つかずの土地であります。十二分に検討していただきたい。市長の考えをお尋ねする次第であります。

次に、第二点目の仮称中福生公園についてでございます。

総面積四千四百平米でございますが、地主さんの御協力を得ましてとのこと、まずは喜ばしい限りでございます。昭和六十二年、すなわち来年には用地の買収に入ることでございますが、設計の方はどうなっているのか、恐らくアウトラインの段階とは思いますが、その中にできるだけ地元の要望を入れていただきたいと思っております。

まず一つは、清岩院の裏からわき出ている清水を有効に生かして利用していただきたい。この水は何百年も前からわき出ている由緒ある水でございます。

次に、老人の憩いの場としてのゲートボールができるようなスペースをとっていただきたい。近辺にそうした場所が今のところありませんので、よろしく願いをいたします。

さて、一番問題になりますことは、公園に入るにはどうしても車の多い奥多摩街道を渡らなければならないということでございます。特に丁字路の所が問題でございます。公園の出入り口については警察、東京都とも十分協議していただいて安全第一に設計をしていただきたいと思います。

それと玉川上水側の一方通行の市道一一三一号線でございますが、現在、二次的道路ですし、立派な公園ができる

わけですから、公園をより有効に活用する意味からも、この際、思い切って廃止の方向にもっていった方がいいかですか。そして公園とマッチした遊歩道のようなものに切りかえた方がよりベターではないかと思えます。いろいろなお願いを申し上げましたが、よろしく御答弁をお願いいたします。

最後に、三点目の緑化推進についてでございます。この点につきましては昨年の六月の定例会で一般質問をいたしました。いろいろと前向きにやっていたいておりますので大変感謝している次第でございます。今回は、その中で樹木、生け垣についてでございます。

樹木、生け垣につきましては、保存奨励金として本年度四百五十八万円の予算がついたわけでございます。現在までのところ、どのくらいの申請がまいつているのか、その中身はどのような数字になっているのか、まずお尋ねをいたします。

せっかく制度ができて市民が知らないということでは問題です。私もときどきそのような制度があるのかというような声を耳にいたします。昨年も申し上げましたが、樹木、生け垣を維持管理するということは大変なことでございます。金もかかるし、面倒だし、手間暇をかけるよりは思い切って切ってしまうと、安易に切ってしまう時代です。改めて植えても何年も何十年もかかるわけです。緑を残すということは生活に潤いを与え、心を和やかにするものでございます。国を挙げて緑化推進が叫ばれている現在、我が福生市におきましてももっともっと積極的に取り組んでいただきたい問題でございます。この点につきまして市長の意のあるお考えをお尋ねいたします。

以上、三点につきまして明快なる御答弁をお願い申し上げます。私の壇上からの質問を終わります。ありがとうございます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 村野議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点の多摩川河川敷についてでございます。御質問にありましたように、この地はこれからの場所といたしまして大変重要であると考え、いろいろ考えているところでございます。

まず、第一点目の秋川市との境界変更の進捗状況についてですが、おっしゃるとおり、おかげさまでこの三月に堤防も完成をいたしまして、関係者移転も済んだわけでございます。私も秋川の市長と話し合い、その後、事務担当で打ち合わせをさせてきております。既に六回ほど打ち合わせ、都との調整も四回ほどさせております。

大変時間がかかっておりますのは、境界変更は変更地区の公図が必要であります。当該地区は河川敷であることから新堤内の秋川市分の一部しか公図がなく、このため境界の確定添付図面、面積の積算が難しい点があります。都との再三にわたる協議の結果、一定の方向が示されましたので、これをもとに図面案をつくり、都、国の指導を仰ぐことになっておりますので、その結果により議会に御相談申し上げてまいりたいと考えております。両市とも早期に解決したいとの考えで進めておりますので、よろしく御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、将来計画についてでございますけれども、多摩川河川敷の問題につきましては、従来から御配慮いただいております。おかげさまで野焼きの関係も解決させていただきました。これから、この広い地域を積極的に活用していくことが必要と考え、秋川市の了解も得ましたので、先般、調査費の計上をさせていただき、多摩橋から五日市線の鉄橋までの左岸約九ヘクタールの現況及び測量調査を行っております。

この調査を基礎に建設省の多摩川河川環境管理計画に従い利用計画を立案するものであります。この管理計画によりますと、当該地は基準は三つあります。一つは、施設、レクリエーション空間であります。二つ目は、運動、健康管理空間、三つ目といたしまして、自然空間が該当いたします。これらを踏まえて整備計画の方向としては水と緑と自然を念頭に置き、市民が自由に利用できる施設を考えております。また、だれでもが気軽に楽しみながら健康増進ができるような運動施設も多目的広場として考えてみたいと思えます。それで遊歩道や自然観察、キャンプ等ができる施設も考えております。

いずれにいたしましても、建設省と十分協議を進めながら慎重に計画してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、新堤防と本堤防との間の件でございますけれども、お説のとおりでありまして、協力が得られるなら

ば民有地の確保は将来非常に役立つと存じます。いずれにいたしましても以前にも申し上げましたように、野焼きの解決で秋川市との行政界変更について協議を進めているところでございます。また、当該地には霞堤のような河川施設もあり、これから国における処分の関係もございますので、一つの御提案として受けとめ、今後に備えたい、このように思いますので、よろしく願いたいします。

次に、仮称中福生公園についてでございます。公園の内容と道路についてでございますが、公園事業につきまして、おかげさまをもちまして年々整備充実できることを深く感謝申し上げます。

本公園の整備計画につきましては、関係権利者六名の方から御理解をいただきましたので、国庫補助事業といたしまして来年度から二ヵ年計画を持ちまして新設を予定しております。

計画内容といたしましては、面積が約四千四百平方メートルほどありますが、御質問のわき水の利用については私も全く同感でございます。自然のわき水を利用した公園施設をつくってみたいと考えております。具体的には設計の段階で十分に考慮いたしますが、水と緑の公園を基本に置き、水の流れを蛇行させるなどして、できれば魚も放流したり、子供たちが安心して水遊びができる施設等を考えていきたいと考えております。また、自由広場も設けていきたいと考えております。

道路の関係でございますが、公園入り口となる奥多摩街道と、一方通行となっております市道一一三一号線、玉川上水側側道の交通規制の件でございますが、大変難しい問題であります。奥多摩街道につきましては、できればのり面を利用して歩道が設置できるよう、都に対して協議をしてまいりたいと考えております。

玉川上水側の一方通行の道路を遊歩道にすることができないかということですが、一方通行を廃止するとなりますと、当然車両は奥多摩街道に流れてまいります。現在、奥多摩街道の通過台数は一時間に最高が六百台あるということでございます。この通過時点における丁字路から清岩院橋まで渋滞の程度と交通需要に対する基礎データが必要であります。この件につきましては少し時間をいただきたいと、よく警察とも相談をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、本公園が楽しく、安心して遊べる憩いの場所となるよう、設置に向け取り組んでまいりますのでよろしく願いたいします。

次に、第三点目の緑化推進についてでございます。

緑の保全につきましては、積極的保全の御指摘をこれまでもいただいてまいっておりますが、本年度からその一つといたしまして樹木、生け垣に対する保存奨励を取り上げ、制度化いたしましたところでございます。本年度はその初年度ですが、これまでの申請は、調査結果と比較いたしますと六〇%を超えたところでございます。

いろいろなお考えもおありかと思いますが、今後も所有者の方々の御理解を賜る方法で緑の保全に努めてまいりたいと存じます。

細部につきましては市民部長から御答弁申し上げますので、よろしく願いたいします。

○市民部長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

第三点目の緑の緑化推進でございますけれども、その中で第一点でございますが、現在までの申請件数はどのようなになっているかという点でございます。

十一月三十日でございますけれども、樹木につきましては、調査時点でございますけれども、七百九十本の対象でございます。現在、申請されておりますのは四百七十四本申請されてございます。その所有者でございまして、七十八人の方から申請されております。先ほど、市長からも六〇%という数字を申し上げましたが、申請率といたしますと六〇%でございます。

次に、生け垣でございますけれども、調査時点でございますが、三百ヵ所ございました。その中で十一月三十日まで申請されておりますのは百九十六ヵ所でございます。その所有者でございまして、百九十三人でございまして、申請率といたしますと六三%でございます。延べ人数の形で申し上げますと二百七十一人の方から申請されております。その中で、周知の方法についてというふうなことでございますけれども、今までも周知につきましては、市民のお知らせにつきましては、市のお知らせで一回お知らせ申し上げます。さらに広報で二回ほど通知させていただ

いておるわけでございます。さらに個別に申請者につきまして申請していただくようにというふうな形で、個別にも通知させていただいております。

それで、それらにつきましてまだ落ちていっているのではないかといいふうなことでございますけれども、さらに通知をさせていただきたいと思っておるわけでございますが、それから、現在につきましては指定調査の段階に入っております。これは今月から入っておるわけでございますけれども、まだ漏れている方につきましては個別に申請していただくような努力をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

○三番（村野和一郎君） 自席から失礼して、再質問をさせていただきます。

市長、それから市民部長から大変懇切丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございます。

まず、第一点の多摩川河川敷についてでございます。

何と申しましても境界の変更ということは、まして九ヘクタールという大きな面積でございます。相手があることでございますので、我が福生市だけでどうのこうのということにはいかんと思います。相手の秋川市のことも十二分に配慮していただいて、ひとつ前向きに進めていただきたいと思います。それと同時に、やはり公園その他必要というところでございますので、一日も早く測量を終わらせて、東京都並びに国の方と、面積とか地積の確定をまずすることが先決であると思います。それでないと、第二点目の将来計画についてもなかなか進まないのではなからうかと思ひますので、その点、くれぐれもひとつお願いをいたします。

さて、第二点目の将来計画についてでございますが、本議会に志茂一町会と南田園三丁目町会から陳情書が出ております。福生市田園地区隣接河川敷に自然公園の建設に関する陳情書としまして、陳情第六十一―十一号というところでございますが、この中でもるるうたっておりますことは、人間と自然の調和の中に人間の幸福があるんだと、まして、この田園地区にはよそから移って来た方々も大勢おられるようでございます。将来、福生とともに生きていきたいと、生活していきたいということの願いも込めてありますので、ぜひ、この点は、これは当然建設委員会に付託に

なるんじゃないかと思うんですが、この点も踏まえまして、ひとつ将来計画については、先ほども市長に申し上げましたが、水と緑と自然、これを中心に置きまして自然公園なり、あるいは自由広場とか何でもできる、スポーツのできるような所というような方向に持っていっていただきたいと、これは要望しておきたいと思ひます。

次に、二点目の仮称中福生公園でございますが、とにかくあそこには、清岩院の裏から非常にきれいな水が出ていゝるわけですね。現在でも飲めるような水なんです。それを今回の公園の中に有効に生かしていただくという先ほどの御答弁でございますが、大変ありがたいと思っております。

先ほどの説明の中に、子供が遊べるような、水遊びのできるようなという、あるいは魚を放流する、放流じゃない、飼うんですかな、そういうようなことも大変結構なことだと思うんです。あるいは熊川のほたる公園に対抗して、中福生の公園の中に虫も養殖するというのも、これは一つの家ではないかと思ひますが、それは別問題にいたしまして、さて、それで水の問題なんです、これは、もう前々から私も市の方にはお願いをしておったんですが、あの水が奥多摩街道の下を通るわけですね。奥多摩街道の下には現在四百五十から五百ミリぐらいのヒューム管が入っているんです。それがもう長い歳月の間に埋まってしまつて、上の方がほんの三分の一ぐらい出ている。去年も下水道課の方でお願いして掃除をもらったんですが、まして今度はこういう立派な公園ができるわけでございますから、できるだけその管もきれいにさせていただいて、その下流に暗渠になるまでの、ほんの三十メートルぐらいの間ですが、そこもどうも勾配がとれなくてレベルみたいな関係で、あの隣にある駐車場なんか梅雨どきになりますとすぐいっぱいになってあふれちゃうんですね。これも、だからひとつ、そういう面、せっかくな公園ができて、終末がどうもでたらめだということじゃお話になりませんので、これは特に公園とあわせてひとつ要望をしておきたいと思う次第です。

次に、ゲートボールができるような広場、先ほど市長の答弁では、そういう具体的にはそういう名前は出しませんが、自由広場というような名前でもって恐らくゲートボールもできるような場所にいただけるものだと私は解釈しておきます。

それから、今度公園ができるわけですが、一番問題になりますのは何と申しましてあの車の多い奥多摩街道を渡るわけです。せっかくいい公園ができて奥多摩街道を渡るのに事故でも起きた日には、かえってマイナスの効果になるわけですから、そこら辺はひとつ警察あるいは、あそこは都道ですから東京都とも十二分に協議していただいて、特に、この出入り口については万全の態勢というんですか、安全第一でひとつ設計の方をお願いをしていただきたい、これも要望しておきたいと思います。

さて、先ほどの答弁で一番問題になっております玉川上水側の一方通行の道なんです、確かに奥多摩街道は非常に車の台数が多い。もし、あの一方通行がなくなりますと、T字路の所の信号から清岩院橋に向かって車が列をつくるんじゃないかという。それは警察の言われることもうなづけないわけではないんですが、そういう事態になればまたそこで運転者というのは、あそこは混むからほかの道に行くんだと、こういうような考えも出てくると思います。ひとつ、この点につきましてはこれからひとつ十二分に警察とよく打ち合わせしていただいて、でき得ればあの公園をより有効に生かすためには、やはり遊歩道というんですかね、そういうようなものをもっていった方がより効果が出てくるんじゃないかと思うわけでございます。この点につきましても、ひとつお願いをしておきます。

最後に、緑化推進のことなんですが、これから一生懸命やりますという御答弁、ありがたいことでございます。本当は最初からそういうふうにもやってもええよかったですよ。これだけの予算をつけまして、それで福生市の市の広報でこういうものが今度できましたからと、それで反応がないから今度は文書でもってそういうような候補予定者のところに連絡をする。やはり、こういう新しい条例をつくって新しい予算で、まして国が緑化推進、緑の保全については今一番に考えてやっている問題なんです。それを役所において座して待つような、そういう施策じゃちょっとやっぱまずいと思うんですよ。そこら辺はひとつこれから十二分に検討していただきたいと思うんです。

この制度ができてまして、私も農協の役員なんかをやっている関係で農協の組合員なんかとお話する機会が相当あるわけです。そうすると、村野さん、そういう制度はいつできたんだというようなことで、現実には知らない人はかなりあったわけですね。ですから、この問題につきましては、やはり外へ出て行って市民にお願いをします。我が福生

市の将来のために、緑を残すために、ひとつぜひ協力していただきたいと、そういうような心がけでもって、ひとつ市の方でも対処していただきたいと、特に、これは要望をしておきたいと思っております。

以上、十分な御答弁をいただきましたので再質問はしないで、要望にとどめて、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（森田治男君） 次に、十三番小野沢 久君。

（十三番 小野沢 久君登壇）

○十三番（小野沢 久君） おはようございます。さきの通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず退職手当についてでございますが、御承知のように、退職手当につきましては福生市は東京都市町村退職手当組合に加盟をしておりますので、私たち議会では何ともしようがないのが現状であります。そういう中で組合の議員であります市長に、再三是正方について要望をいたしました。自治省からも、国並みの六十二・七ヵ月に下げるようにと言われ個別指導団体にも入っております。

そういう状況の中で、よそを見ますと鎌倉市が全国一位でありましたが、八月に引き下げが行われました。そして近い所では立川が全国一位で、実質支給という金額は、これは給料のほかに調整手当が一〇%ありますけれども、それを足した額に月数を掛けるわけでありまして、実質支給額が九十七・九ヵ月、条例上では八十九ヵ月、次が全国二位が日野であります。これは九十四・〇五ヵ月で、条例上は八十五・五になります。小平市が九十二・六五、条例上は八十五ヵ月になっておりますけれども、きのうの新聞にも載っておりましたけれども、今議会の総務委員会六十四年に都並みということで可決をされたということが載っておりましたので、これは消えてくると思っております。四番目が隣の昭島市で、実質支給が九十二・四ヵ月、条例上は八十四ヵ月になります。当市の加盟しております市町村退職手当組合は実質支給額が九十二・四ヵ月、条例上では一ヵ月下がりました八十三ヵ月になっております。

こういう状態ではありますが、この一部事務組合の定例議会が十一月に行われたということが発表になっております。

そこで大幅な改正がされたということを聞いておりますので、その経過と内容について詳しく説明をしていただきたいと思います。

次に、住宅行政についてでございます。

その一番目としまして住宅資金貸付制度についてでございます。この数ヶ月の土地の上昇は目に余るものがあります。一戸建てであります、ことしの三月、四月ごろでありますれば三千万円ぐらいで買えたものが、すでに三千万円から七百万円になっているということも聞いております。福生市が福生駅の駅前を買収したときは坪二百万円ということで大変びっくりしたわけでありまして、聞くところによると、もうとてもその金額では買えないんじゃないかというような業者筋の話も入っております。

そういう中において、だれしもやっぱり一戸建ての家は持ちたいという希望は大変多いわけでありまして。なかなかローンを組んでも三千万円の物件を買うには頭金が六百万円あって二千四百万円のローンを組むには年収がおおよそ六百万円なければローンが組めないという状況であります。まして公的機関のお金を借りようとすれば、土地面積が百平米以上なければ借りられないのが現状であります。こういう中でマイホームを求めていくということは大変難しくなっております。

こういう中で行政としても住宅行政、住みよいまちづくりを進めていく上では長く福生に住んでもらうような行政をしていかなくてはならないと思います。

そういう中で、住宅資金の貸付制度を取り入れて利子の補給等を行っていけば、それで三百万円、四百万円のお金が低利で借りられればそれだけでも大分違ってまいります。住みよいまちづくりの上でも何としてもこういう施策が必要ではなからうかと思えます。よそを見ますと結構多くの市がもう取り入れておりますので、十分に検討の余地があると思えますので、当局としてはどのように考えるか、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

次に、セツトバックの關係でございます。これは、建築基準法の第四十二条の二項、みなし道路とありますね。それと、もう一つは第四十二条の一項の位置指定道路の關係であります。

家を建てるには四メートルの幅員がなければ建たない、建築確認がおりないということは十分承知の上と思えますけれども、建築確認をとるときには道のセンターから二メートル下げまして確認をとるわけでございますけれども、家ができて上がって公的機関の検査が済むとまたもとの所にへいができてしまうということで、なかなか四メートル未満の道路が広がっていかない。そうしますと防災上でも日常の生活も大変不便をするわけでありまして。少しでも住みよい生活環境をつくるために少しずつ道を広げていかなくてはならないと思えます。中には、同じ道に面しているがちゃんと二メートルのセツトバックをした所もあります。しかし、片方ではしてないということは、大変行政上も不公平でありますので、何らかの行政としての指導なり対応をすべきと思うが、いかがお考えか、市長の見解をお願いいたします。

次に、米軍横田基地飛行機訓練の騒音でございます。

もう、この問題はきのうもありましたので二番、三番煎じになっておりますので多くは申しません。しかし、何と聞いてもとにかくうるさかった。これはもうどうしようもなかった。これは、日米安保条約の云々ということに關係なく、もう多くの市民がやっぱり騒がしかったと思えます。私も、たまたま十一月二十二日——この練習の二日目でございますけれども、土曜日に家にいたものでしっかりと数を数えました。大体午前中の分が十時十分に始まって、終わったのが十一時八分だと思ふんですけれども、その間に三十四回、ちょうど私の住んでおります加美平の団地から市役所の上を通過して、恐らく南の団地を回って熊川に回って来る。ちょうど一番人口の多い所を通過して、何も一番人口の多い所を通過して、飛行機の訓練は海の上でやればいいわけでありまして、これについて、これについて、ツドウェーの艦載機でありますので、訓練をするならば海の上が一番いいという気もいたしますので、これについて市長も再三面会し、司令官に会ったり文書で抗議したり、大変努力したということも聞いております。そういう中で市長として対応を聞いておりますけれども、簡単にお答え願いたいのと、また、これに対して、市民からどのくらいの苦情が来ているかという点についてお尋ねをいたします。

次に、環境衛生についてでございます。

リサイクルの関係でございますけれども、大変円高の影響を受けてまして古紙や鉄くずの値段が暴落いたしております。町会等でもやっております廃品回収についても全く安くなってなかなかやりにくくなってきたというのが状況でございます。今まで長い時間をかけて普及をして市民運動として発展をしてまいりました廃品回収事業でありますのでもっともこれからも続けていって資源の大事なことを子供たちにも教えていかなければならない状況でありますけれども、大変安くなってきて、それと反面に、ですから可燃物、不燃物がごみとして出される面が大変多くなっております。

私どもでも九月に廃品回収をいたしました。そのときには新聞がキロ三円、ダンボールが五円、ぼろが十七円、一升瓶が十二円、しょうゆの瓶が十五円、大のコーラ瓶が十五円、ビールが五円ということで、年初めてやったところの三分の一以下になっております。まして金物は集めないでくれと、自転車については一台五百円いただきますと、オートバイは千二百円もらいますからということ念を押されていますとなかなか廃品回収もしにくくなってまいります。こういう中でありますので、今、福生市では条例で資源回収実施団体報奨金交付要綱というのがございまして、古紙についてのみキロ三円の支給をいたしております。これに町会単位に事務費が三千円ついているわけでありまして、けれども、よその市でも大変もう瓶とか金物もやっております。こういう厳しい状況でありますので、そういう運動を続けていくためにも瓶や金物、ぼろ等にも報奨金を出していただいで幅広い対応をしていただきたいと思っております。

そして、ごみの増加とともに今熊川にありますごみの穴についても大変心配になるわけでありまして、今後の見通しも含めて、ごみの対策についてお聞かせを願いたいと思っております。

次に、水洗化の普及促進であります。

先月、下水道一〇〇%ということで記念式典を行いました。東京都二十六市でも六番目ということで大変喜ばしい成果だと思っておりますが、実際には、あれは福生市全体がどこでも下水道の切りかえ工事ができますよということでありまして、実際の切りかえについては、下水道の方では八八・九%、衛生課の方では大分これより下がってきて七〇%ちょっとぐらいになるんじゃないかと思うんですけれども、ここがいつも問題になってその計数の違いが出てくるわ

けでありますけれども、まだまだ全地域を見ますと二千戸以上の住宅について未改造地域があるのではないかと思います。大変、だんだん難しい所が残ってくると思うんですけれども、普及率一〇〇%に向けて、今後はどのような対応をしていくのかお聞かせを願いたいと思います。

以上、演壇の質問とさせていただきます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 小野沢議員さんの御質問にお答えいたします。

第一点の退職手当改定の内容でございます。

御承知のように、当市は都下二十四市町村などで構成されておりますところの東京都市町村職員退職手当組合の構成団体であります。職員の退職金等の諸事項はその退職手当組合にお任せしている状況でございます。今回の改正も当退職手当組合の支給率等が一般的に高いという理由でその改正がされたところでございます。

具体的には担当部長から答弁をいただきますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

次に、住宅行政についてでございます。

住宅行政のうち、第一点の住宅資金融資あっせん制度についてでございます。福生市におきます住宅政策といたしましては市営住宅建設、その後の建てかえといった、いわばハードな面での施策が中心で進んでまいりました。今後まだまだ建てかえ事業のすべてが終了したわけではございませんので、この方面の施策を推し進めていかなければならない段階でございます。

御指摘いただいております持ち家の施策といった方策が採用されるに至っていないのでございます。今回、今後の一つの方向といたしまして貴重な御意見を賜りましたわけですから、他市の実態などを承りながら研究してみたいと存じます。

次に、セツトバックについてでございます。この制度は昭和二十五年に現在の建築基準法が制定され、今日に至っておりますわけであります。確かに建築基準法第四十二条第二項の道路は当基準に規定してありまして、基準時において

すでに建物が建ち並んでいた場合は、これを道路とみなす規定でございます。つまり主として赤道と言われるものを使っての建築活動に起因する関係であります。

御指摘のように、セッパバックは四メートル未満の道路に面して建物を建てる場合、一つには建て主を救う意味で道路中心線より二メートル下がって家を建てるよう規定しているわけです。ところが、長い歴史の中で家屋等が建築されて、特に狭い公道上等において道路中心線から二メートル下がっている箇所もあり、部分的にはそのままの状況もあったりしまして一路線の幅員構成がまちまちの道路があります。

私も、最近になって道路幅員が部分的に狭いために建設作業車等の通行が困難で、工事等が思うように進まないという話も聞いております。

このようなことですが、この指定と指導は東京都が行っているわけでございます。今申し上げたように、市民生活にとって大きな問題でもありますので、東京都の建築指導事務所と十分なる協議を持ちまして前向きに取り組んでいきたいと存じます。

次に、米軍機の騒音についてでございます。

飛行訓練の経過と対応についてでございます。艦載機E2Cの飛行訓練につきましては十一月の十四日、防衛施設局より完熟飛行訓練の一環として横田でE2C、二ないし三機により十一月二十一日より十二月一日までの日曜、祭日を除く八日間、昼間二時間、夜間二時間、一時間当たり約三十回にわたり飛行訓練を行う旨の電話連絡を受けました。

私は、他の基地等に所属する飛行機のこうした訓練についてはぜひやめてほしいと考えておりますので、市独自で翌十五日と二十五日には防衛当局に、二十八日は横田基地司令官と面会し、また十八日には四市二町の市長、町長名をもって文書で防衛庁長官、防衛施設庁長官、東京局長、横田基地司令官、在日米軍司令官等にそれぞれ中止要請を行いました。しかしながら、結果としては訓練が実施され、市内上空飛行により市民の皆さんが大変御迷惑を受けられたことは大変に遺憾であります。残念なことであると考えております。私といたしましては、今後この種の飛行

訓練が行われることのないよう、関係機関に対して引き続き強く要請してまいりたいと思います。

苦情の件数等については部長から答弁をいたさせますので、お聞き取りをいただきたいと思います。

その次に、環境衛生について、リサイクルについてでございます。

資源の再利用とごみの減量化を目的として、現在、市内七十余の団体の御協力をいただいてその効果を上げているところでございますが、御案内のとおり、円高と内需不振により売れ行きも大幅ダウンし、原料の使用も大きく落ち込んで、古紙や鉄くずなどの再生資源の価値が暴落し、廃品回収をしても鉄くずなどは逆に業者に処理手数料を払って処分してもらうというのが現状でございます。今後、このような状態が続きますと集団廃品回収の回数が減り、その分ごみとして市内の収集所へ出ることが予想されます。

現在、市では資源回収の奨励金として新聞雑誌等の古紙についてのみ交付いたしておりますが、このような状況の中で、ごみの減量化を図り、かつ資源回収の推進を図る意味からも、御指摘の奨励金につきましては前向きに取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、最終処分地でございますが、全体で約八千平方メートルで、約半分の面積をほぼ順調に埋め立てを行っておりますが、埋め立て完了予定は昭和七十四年となっておりますが、現在焼却できないプラスチック、ビニール類はつぶして埋め立てていますが、かさばるため埋立地が不安定となり、早期に処分地が埋まってしまう可能性が強いのでこれらの物を十分の一ぐらいに圧縮し固形状にして処理する方法を検討いたしております。

次に、水洗化の普及促進についてでございます。

このたび、公共下水、污水管整備完成を迎えることができましたことは、議会を初め市民の皆様の御指導と御協力のたまものと深く御礼申し上げます。

下水道施設は長い年月と巨額な費用を要して建設されたものでございますので、御指摘のとおり、今後、全市民が水洗化として利用されることで下水道の効果が発揮されるものであります。また、事業の管理運営面では極めて重要でございます。

昭和五十三年処理開始以来、普及促進を図るため助成制度、また、市民の皆さんに御理解をいただくためのPR活動と定期的に改造依頼書を配布をさせていただいております。おかげさまで、昭和六十年度末で約八八・九%の水洗化普及率となっております。

御指摘の未水洗化家庭の今後の対応でございますが、現在、(八百八十ヘクタール)が処理区域と拡大されており、下水道法で定めた三カ年の義務期限を過ぎてなお改造されない者については、現在全域の戸別訪問による調査を進めております。その調査の途中での結果を見ますと、改造を妨げている代表的な理由は、貸し家の問題と建物の改築計画等が大半を占めております。

今後、先進市の実情等も参考にさせていただきますが、対応としては引き続きPR活動が改造意欲の喚起と戸別訪問を積極的に行って、事情を十分に聴取しながらきめ細かい指導を進めてまいり、水洗化一〇〇%達成に向けて一層の努力をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

答弁とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 十一時十分まで休憩いたします。

午前 十時五十七分 休憩

午前十一時 十一分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き会議を開きます。

この際、市長より発言訂正の申し出がありますので、これを許します。

○市長(田村匡雄君) ただいまお許しをいただきましたので発言をさせていただきますが、小野沢議員さんの水洗化普及促進についての中で、私どもが今後の対応ができますのが現在八百八十ヘクタールが処理区域と、こういうふうに申し上げますけれども、六百五十ヘクタールの間違いでございますので、御訂正方よろしくお願いいたします。

○議長(森田治男君) ただいまの発言のとおり訂正することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認め、訂正することに決定いたしました。

○総務部長(浅見裕康君) 退職手当の関係につきまして市長から今御答弁申し上げましたけれども、補足をいたしまして御答弁申し上げます。

まず、経過でございますけれども、御案内のとおり、この退職手当組合も個別指導団体ということでございまして、既に自治省に是正計画を提出してございます。それに伴いまして改正をすべく、いろいろ事務的な手続を進めてきたわけでございますけれども、御案内のとおり各単組という形では交渉の方法が余りとれないというようなことで、実は各組合参加の単組で自主的に協同で共闘会議というのを設置しまして、これと退職手当組合の管理者と団体交渉を続けてきたというような経過でございます。いろいろ厳しい情勢下で交渉してきたんでございますけれども、最終的には残念ながら妥結を見ないというような形でございますけれども、一応組合の基本的な方針に従いまして、この条例を提案可決をしたというような経過でございます。

次に、具体的な数値等についてちょっと申し上げます。

退職手当組合では先月の組合議会において条例が可決されたものでございまして、その主な内容は、現行の退職金を昭和六十二年から六十四年の間に三段階に分けて東京都並みに引き下げようと、そういうことでございます。まず定年退職の場合でございますけれども、現行の最高支給月数八十三ヵ月でございますが、これをまず昭和六十二年度におきまして七十八ヵ月、六十三年度におきまして七十三ヵ月、六十四年度におきまして六十八ヵ月、また、普通退職の場合でございますけれども、現行の最高支給月数七十ヵ月を、昭和六十二年度におきまして六十六・七ヵ月、六十三年度において六十三・四ヵ月、六十四年度において六十ヵ月、それぞれ減額改正しようとするものでございます。

さらに、現行条例におきましては退職手当の算定の基礎に加えられております調整手当を昭和六十四年度から加算